

CNIPA、実用新案専利の保護対象の判断に関するガイドラインを発表

2023年11月7日

JETRO 香港事務所

2023年11月3日、国家知識産権局（CNIPA）は、「**実用新案専利の保護対象の判断に関するガイドライン**」（实用新型专利保护客体判断的指引¹）を公表した²。

本ガイドラインは、これまでの運用を整理したものだと思われるところ、その概要は以下のとおり。

専利法第2条第3項で「実用新案とは、製品の形状、構造又はその組合せに対して行われる、実用に適した新たな技術方案を指す。」と規定されているように、保護対象は、①「製品（产品）」、②「形状及び／又は構造（形状和/或构造）」、及び③「技術方案（技术方案）」の3要素を同時に満たす必要がある。

①「製品」は、明確な形状、構造を有し、一定の空間を占める実体であって、工業的方法により製造されたものでなければならない。

- 製品の形状、構造を認定するために、請求項に公知の方法の名称を使用する場合
- 請求項がコンピュータ・プログラムを含む製品である場合であっても、公知のコンピュータ・プログラムの名称のみを使用する場合
- 請求項がハードウェアの改良とコンピュータ・プログラムの改良の両方を含む製品である場合であっても、先行技術に対する改良がハードウェア部分にあり、そのコンピュータ・プログラムが公知である場合（例：公知の顔認識プログラムを用いて、請求項にプログラム自体の改良を含まない顔認識スマートドアロック）
- × 人為的に製造されたものでないすべての方法および天然に存在する物品
- × 請求項の主題が方法（例：歯車の製造方法、データ処理方法、方法自体の改良）
- × 請求項に方法のステップや工程条件等を含むもの

¹ [原文 URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/11/3/art_66_188404.html

² 同日付けで、「意匠の国際登録出願のための指針」も公表されている。

[原文 URL] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/11/3/art_66_188403.html

- × 請求項がコンピュータ・プログラム自体の改良を含む場合
- × 請求項には形式的に製品として記載されているものの、実質的にコンピュータ・プログラムモジュールの範疇に属する場合
- × 人工的な配置計画（例：交差点の信号制御特別車線、庭園型工場建物）

②製品の「形状」とは、外部から観察できる製品の明確な空間的形状を、②製品の「構造」とは、製品の様々な構成要素の配置、組織、相互関係を指す。

- 製品の二次元または三次元形状（例：螺旋状の工具、逆「F」字断面のプロファイル）
- 機械的構造、積層構造、回路構造（回路の構成要素間の接続は無線でも可）
- 請求項に気体、液体、粉末、粒状物質などの不定形物質を含む場合であっても、製品の技術的特徴が製品内の構造的な特徴で制限される場合（例：内部に不定形のアルコールを含む温度計の形状）
- 請求項に物質的特徴を含む製品の場合であっても、それが既知の物質名のみである場合
- × 気体、液体、粉末、粒状の物質や材料など、明確な形状を有しない製品の形状（例：フラックスコーティングの成分のみを変更した溶接電極）
- × 物質の分子構造、成分、金属組織、物質自体の改良を含む場合
- × 生き物の形状や自然界に存在する形状
- × 製品の印刷層（例：バッグ本体の表面に印刷された広告）
- × 請求項が食品の構造を特定する場合であっても、その食品の素材自体の改良を含む場合

③「技術方案」とは、解決すべき技術的課題に対して自然法則を利用する技術的手段の集合を指す。

- × 製品の表面に記載された文字、記号、図又はこれらを組み合わせた新方案（例：キーの表面の文字や記号だけを変更したコンピュータや携帯電話のキーボード、干支の形をあしらった缶切り、表面のデザインのみを特徴とするチェスやランプ）
- × 美観のみを目的とするもの

(以上)